

### 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 群馬県太田市大原町78番地1

氏名 株式会社 群桐産業

代表取締役 濱屋 博

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成26年11月19日

許可の有効年月日 平成31年11月10日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
- (2) 取り扱える特別管理産業廃棄物の種類
  - 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
  - 廃酸（pH2.0以下のものに限る。）
  - 廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）
  - 感染性産業廃棄物
  - 廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度PCB廃棄物に限る。）
  - ポリ塩化ビフェニル汚染物（低濃度PCB廃棄物に限る。）
  - 廃油（※）
  - 以上7種類

※（※）の品目については、特定有害産業廃棄物に限り、含まれる有害物質については裏面のとおりとし、当該廃棄物を処分するために処理したものを含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし

3. 許可の条件 特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成11年11月11日	指令北環第2-123号	新規許可
平成17年 9月12日	指令北環第2-102号	変更許可（1種類の追加）
平成26年 5月13日	指令産廃第11-36号	変更許可（5種類の追加）
平成26年11月19日	指令産廃第12-45号	更新許可
平成29年 4月26日	—	変更届（住所）

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

朱印なきものは無効

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。(表中の「○」は「積替え保管を除く。」で扱うことができるもの、「●」は「積替え保管を含む。」で扱うことができるもの、「-」は扱うことができないものを示す。)

有害物質	廃棄物名	指定下水汚泥	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物		-	-	-			-	-	-
カドミウム又はその化合物		-	-	-	-		-	-	-
鉛又はその化合物		-	-	-	-		-	-	-
有機リン化合物		-					-	-	-
六価クロム化合物		-	-	-	-		-	-	-
砒素又はその化合物		-	-	-	-		-	-	-
シアン化合物		-					-	-	-
ポリ塩化ビフェニル		-					-	-	-
トリクロロエチレン		-				-	-	-	-
テトラクロロエチレン		-				-	-	-	-
ジクロロメタン		-				○	-	-	-
四塩化炭素		-				-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン		-				-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン		-				-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン		-				-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン		-				-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン		-				-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン		-				-	-	-	-
チウラム		-					-	-	-
シマジン		-					-	-	-
チオベンカルブ		-					-	-	-
ベンゼン		-				-	-	-	-
セレン又はその化合物		-	-	-	-		-	-	-
1,4-ジオキサン		-		-		-	-	-	-
ダイオキシン類		-		-	-		-	-	-

(以下余白)

朱印なきものは無効